

琉球大学学術リポジトリ

社会教育委員会議活動の活性化と社会教育主事の関わり：埼玉県川島町の実践事例をもとに

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 琉球大学生涯学習教育研究センター 公開日: 2016-06-21 キーワード (Ja): 社会教育委員, 社会教育主事 キーワード (En): 作成者: 神田, 雅貴, Kanada, Masaki メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/34225

社会教育委員会議活動の活性化と社会教育主事の関わり

～埼玉県川島町の実践事例をもとに～

Activation of the social education advisory committee, and relation of the social education supervisor ～ From the practice example of Kawajima-mati, Saitama ～

神田 雅貴¹

キーワード：社会教育委員、社会教育主事

要旨

本稿は、埼玉県川島町の社会教育委員会議が活性化したプロセスを社会教育委員と職員との関係性、および社会教育委員と地域の教育資源との関係性を中心に記述し、その上で、この活性化に影響を与えた諸要因を考察する。

社会教育委員会議の活性化は、学識経験者と連携した関係職員の働きかけが直接的な契機になっているが、その背景には、委員を選出した地域の教育資源の豊かさがある。本事例分析を通じて、社会教育主事にとって地域の教育資源を十全に把握し分析する能力が必要不可欠であることが明らかになった。

はじめに

本稿の目的は、埼玉県川島町の社会教育委員会議が活性化したプロセスを社会教育委員と職員との関係性、および社会教育委員と地域の教育資源との関係性を中心に記述し、さらに、この活性化に影響を与えた諸要因を考察することである。

社会教育委員の歴史は古く昭和7年に設置されているが、戦前は社会教育行政の補助や意見の開陳を役割とする名誉職であった。戦後は社会教育法で、①社会教育の諸計画立案、②教育委員会の諮問に対する答申、③教育委員会への意見具申、④研究調査、⑤青少年の特定事項に関する助言・指導がその役割と定められ、それらの遂行に向け社会教育委員には、独任制を基本とする個別の活動と全体の委員会議との二つの役割が求められている⁽¹⁾。

平成18年において、全国の市町村における社会教育委員会議の設置率は97.7%であり、20,591人が委嘱を受けている⁽²⁾。このように設置規模から理解できる通り、社会教育委員は社会教育行政の代表的な審議会と言えるだろう。だが、その先行研究は、歴史研究⁽³⁾や制度研究が散見される程度である。社会教育の研究者や実践者が多く加入している日本生涯教育学会の『年報』においても、蛭田道春(2005)「社会教育委員制度の課題と方向」が唯一の論考である。この中で蛭田は、社会教育委員会議の一般的な傾向として、活動が不活発で答申・建議が提出されていないこと等を指摘する。他方で、活動が活発な事例では、意欲や人格識見がある人、多彩な人物が社会教育委員に選ばれていること、職員が意欲的

¹ 川島町役場

であること等を示している⁴⁾。さらに、社会教育行政の専門職である社会教育主事と社会教育委員との関係については、社会教育主事の職務の一部であるコーディネーターの役割や研究調査の協働が必要であると述べている⁵⁾。そのうえで、社会教育委員は地域内（学校・家庭・地域）のコーディネーター的な活動等が今日的な役割であることを示している⁶⁾。

こうした先行研究に準拠しつつも、さらに、より具体的な場面や状況、例えば社会教育委員や職員の意欲がどの段階から高まったのか、その高い意識をどのように継続したのか、あるいは担当職員への職場内や社会教育委員の理解や支援がどのようなものであったか、そして専門職である社会教育主事がどのような関わりをしたか等を視野に入れなければならないだろう。

そこで本稿では、蛭田が指摘した「意欲的な職員」、「識見があり、意欲的な社会教育委員」という中心的な2要因の関係性に焦点をあて、他の要因である地域の教育資源を含めて、本町の社会教育委員会が活性化させたプロセスを記述したい。

I 社会教育委員会議の活動に注目する理由

本稿が社会教育委員会議の活動に注目する理由は、先述した学校・家庭・地域の仲介的な役割（コーディネーター）としての機能に期待するからである。では、これら3者をコーディネートする必要性はどこにあるのだろうか。

わが国は、昭和30年代前半から40年代中盤の高度成長期に、都市への人口集中、就業構造の変化があった。さらに、個人の価値観の多様化、高齢化率の上昇、第2次ベビーブーム後の少子化は止むことなく、地域社会の機能は低下している。

このような状況をふまえて、国は高度成長期以降、様々な答申や施策を打ち出している。昭和46年の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」では、教育が社会の変化に対応できていないことを指摘した。その上で、学校・家庭・地域が有機的に連携して、教育に取り組む必要性を述べている。その後、学社連携論⁷⁾が提唱され、さらに、進んだ形態としての学社融合論⁸⁾が述べられた。しかし、これらの理論をもとにした市町村の取組が、すべてが定着したわけではなかった。

平成10年の中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」では、地方分権の視点から国や県の指示を待つのではなく、地域の特性を活かした教育行政の自立的なあり方が述べられた。そこで、国は平成16年度以降、放課後子ども教室のように地域人材が核となる事業を開始した。他方で、市民による活動については、阪神淡路大震災以降にボランティア活動に対する関心の高まりにより課題解決型の市民活動も顕在化し、地域を取り巻く環境はすでに変化していたと言えるだろう。

これらの動向と並行して、平成18年に改正された教育基本法では、第13条「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」に関する条文が追加され、地域全体が連携する方向性が明文化された。

この教育基本法の理念をふまえると、市町村が社会教育事業を行う際には、学校・家庭・地域の連携による事業を企画する必要があるだろう。この事業計画の実施に際しては、学校・家庭・地域それぞれの主体的な参画が得られるような工夫が求められる。社会教育委員は、学校教育・家庭教育・社会教育分野から選出されているため、それぞれの特性を活かしたコーディネート機能の発揮が期待されるのである。

II 川島町社会教育委員会議の概況

1 本町の概要

本町は、埼玉県のほぼ中央に位置する自然環境が豊かな町である。面積は41.63 k㎡、人口は21,122人（平成27年6月1日現在）で漸減傾向にある。昭和29年に川島鎮と呼ばれる6か村が合併して川島村が誕生し、昭和47年11月には町制を施行した。この旧6か村単位にそれぞれ小学校・地区公民館・

農協などの社会資源が、ほぼ均一に整備されており、区長（自治会長）も6地区にそれぞれ代表者を置いている。さらに、地域の間人関係も高度成長期以前のような農業を通じた密接な関係は薄れたが、小学校の交友関係や成人後のPTAのつながりで、小学校区（6地区）単位を中心に緩やかな人間関係が構築されている。このように、本町は旧村単位の6つのユニットの集合体であり、在住地区に対する愛着や帰属意識は非常に高い。そのため、安定した人間関係が比較的残っている良い面があるが「本家・分家」に代表されるような家同士の力関係や、元の村長・議員や小学校長等の経験者やその家が一目置かれるような昔ながらの価値観も温存されている面がある。そのため、後に述べる公民館長・公民館主事・社会教育委員は、地域から推薦された者を教育委員会が委嘱しているため、結果的に何世代も前から定住している家の男性が推薦されて、実際に就任していることが圧倒的に多い。本来、教育委員会は任命権者であるので、社会教育委員は男女比や属性を考慮するべきである。しかし、地域に推薦を依頼している関係上、教育委員会はその者を任命しないことは事実上不可能で、結果的に「地域の顔役・重鎮」といった層が委員の多数を占めており、構造的な選出の問題がある。

人口に関しては、昭和25年の18,014人から、昭和45年には15,049人まで減少している。同時期の埼玉県全体の傾向は、東京のベッドタウンとして他県からの転入者が増え、逆に人口が増加している。本町の減少原因は、出生率の低下と中学校・高等学校を卒業した者が就職や進学で町外へ転出しているからである。その背景には、町の主要産業である農業の生産性が向上しなかったこと、町内に高校・大学等がないこと、駅が無く交通の便が悪かったことが理由として考えられる。

表1 川島町および埼玉県の人口増減

調査年	川島町人口	前回調査比較	埼玉県人口	前回調査比較
昭和25年	18,014	-	2,146,445	-
昭和30年	17,597	▲417	2,262,623	116,178
昭和35年	16,443	▲1,154	2,430,871	168,248
昭和40年	15,594	▲849	3,014,983	584,112
昭和45年	15,049	▲545	3,866,472	851,489
昭和50年	16,000	951	4,819,288	952,816
昭和55年	17,392	1,392	5,416,845	597,557
昭和60年	19,863	2,471	5,860,852	444,007
平成02年	21,937	2,074	6,387,687	526,835
平成07年	23,134	1,197	6,748,512	360,825
平成12年	23,322	188	6,925,232	176,720
平成17年	22,906	▲416	7,035,620	110,388
平成22年	22,144	▲762	7,167,636	132,016

国勢調査をもとに作成

町の主要産業である農業が衰退すると、地域社会の構造変化も始まった。昭和25年から45年の間に総農家数は微減している程度だが、専業農家率は76.4%から17.0%へ低下し、兼業農家率は23.6%から83.0%へ増加している。このことは、地域共同体の中で就労と日常生活とが営まれていたものが、就労に関しては地域外で行われることを意味する。つまり、本町の農業を基盤とした人間関係が変容しとこ

とに伴い、地域社会も変化したと考えられる。

農業の衰退や住宅団地の造成に関係して、子どもの数も変化している。例えば、小学生は戦後のベビーブームの影響で、昭和32年に2,665人となりピークに達した。その後、就労層の転出により減少傾向を示すが、昭和50年代から再び増加に転じている。この50年代の増加理由は、住宅団地が造成されたからである。しかし、平成3年の2,111人をピークに再度減少に転じて、平成26年には1,039人まで減少している。現時点では、将来的に子どもの数が増加する要素は無いため、小学校の統廃合が検討されている。

表2 川島町内の児童数の推移

年度	S25	S30	S35	S40	S45	S50	S55
児童数	2,029	2,537	2,487	1,801	1,346	1,300	1,771
年度	S60	H2	H7	H12	H17	H22	
児童数	2,089	2,060	1,967	1,489	1,247	1,174	

子どもの数が減少したことで、市街化区域外の小規模校では10人前後のクラスが珍しくない。そのため、学校教育では1～6年生が一緒に活動する縦割り活動、社会教育では地域の大人と小学生とが活動をとにする「地域子ども教室」⁽⁹⁾を実施し、多様な人間関係の中で子どもを育てる取組がなされている。さらに、学校支援ボランティアである「学校応援団」⁽¹⁰⁾も少しずつ定着している。

このような地域社会における人間関係の変化をふまえると、地域全体で子どもを育てる取組は、そのことだけにとどまらず、参加した住民同士が新たな人間関係を再構築できる仕組みづくりとしても捉える必要がある。

2 本町の社会教育行政および社会教育委員の概要

本町の生涯学習課は、常勤職員が8名と非常勤の社会教育指導員が1名在籍している。このうち、2名が社会教育主事に任命されている。(平成26年3月末で筆者が異動したため現在は1名)

社会教育施設は、中央公民館が1館と地区公民館が全小学校に隣接する場所に6館、公民館類似施設・図書館・町民会館・町民体育館・武道館が各1館設置されている。この中で、最も特徴的なものが地区公民館の存在である。この地区公民館の特徴は、地域から推薦された住民が館長・主事として運営に携わっていることである。

地区公民館運営に関する事業計画・予算は館長の裁量で原案が作成され、公民館総会で承認を得ている。主な事業内容は、地区運動会・敬老芸能祭・盆踊り等のイベントが中心で講座の取組はごく僅かである。事業の実施は、館長・主事を中心に行政区から選出されている公民館委員⁽¹¹⁾の協力により行われている。全館ではないが地域の運動会を小学校と合同で実施することや、盆踊りを区長会と合同で行うなど、地域組織と一体となった主体的な取組を行っている。このように地区公民館は、事業を通じて地域と密接な関係があり、多くの館長は地域の代表者や取りまとめ役としての強い自負を持っている⁽¹²⁾。

この地区公民館は、本稿で論考する社会教育委員とも強い関係性を持っている。そこで、社会教育委員の概要を地区公民館との関係も含めて説明していこう。本町の社会教育委員は10名が委嘱を受けており、学校教育関係者が1名、社会教育関係者が2名、学識経験者が7名(うち6名が地区公民館選出)⁽¹³⁾である。下記の表3のとおり、10名のうち6名が地区公民館より選出された委員(以降、「地区委員」

と表記する)で占められ、活動の全般に与える影響は少ない。

表3 社会教育委員選出区分

選出区分	人数	選出母体(役職など)	備考
学校教育関係者	1	校長会より推薦(現職校長)	
社会教育関係者	1	町議会より推薦(現職議員)	
社会教育関係者	1	町文化協会より推薦(文化協会理事)	O委員長
学識経験者	6	地区公民館より推薦(元議員、元校長、元スポーツ推進委員、元区長、元公民館長など現職館長が推薦する適任者)	【地区委員】 E副委員長 U・N委員
	1	事務局より依頼(大学教員)	K委員

3 社会教育委員会議の活動が停滞していた背景と理由

本町の社会教育委員会議は、平成元年に答申「生涯学習について」を報告してからは、建議や答申の提出はしていない。例年、年間4回の会議は開催されてきたが、その実態は「職員が提示した資料に意見を述べるような待ちの姿勢だった(O委員長)」という状況であった。

しかし、平成22年度から従来の受け身の姿勢は、現場に足を運び、活動状況を見て、実践者の意見を聞く活動内容に変化した。その結果、調査研究の実施、報告書の作成、社会教育計画の策定、人材バンク創設の提案、教育委員と社会教育委員との意見交換会を実施する等の成果をあげた。

ここでは、活動が活性化した要因を考察する前に、かつて活動が停滞していた期間のプロセスを地区委員の役割認識を中心に説明する。この地区委員に視点を当てるのは、社会教育委員に対する地区委員と職員との認識に大きな隔たりがあり、そのことが活性化を阻害していたと考えるからである。

この具体的な認識の隔たりは社会教育委員の役割を、地区委員は地区公民館の役員として認識し、職員は一般的な審議会委員として認識していたことである。そのため、地区委員は公民館活動への協力が主たる役割で、教育委員会が開催する社会教育委員会議が付随する役割と認識している面がある。

この認識が生じる理由は「地区委員=地区公民館の役員」という理解が、地区公民館長・公民館関係者・住民に広く認識されているからである。さらに、地区委員の推薦者が地区公民館長であることも、その認識を強化する一因になっていると思われる。そして、地区委員自身も公民館行事に協力することが役割と認識して、社会教育委員の推薦を受けるのである。

表4 社会教育委員の役割認識の隔たり

	社会教育委員の役割認識	備考
社会教育委員(地区委員)	(主な役割)地区公民館の役員 (付随する役割)教育委員会が開催する全体会議への参加	
地区公民館長	地区公民館の一役員	地区委員の推薦者
生涯学習課職員	社会教育全般に関する審議会委員	

地区委員と地区公民館長がともに「地区委員=地区公民館の役員」という認識を持っている条件下では、本来の審議機関としての在り方を職員が地区委員に説明することは容易ではない。なぜならば、地区委員にとっての「付随する役割」が増えることによる反発が予想されるからである。そのため、職員は「地区委員=地区公民館の役員」という認識を変える働きかけは行わず、むしろ追認することにより、

結果的に従来通りの活動を繰り返していたと言えるだろう。

このような状況をふまえると、地区委員の認識が変化することを期待するよりも、地区公民館活動や該当地区で行われている活動を社会教育委員会議で積極的に語るができるような仕組づくりが必要だった。つまり、地区委員が役割として認識している「地区公民館の役員」と付随する役割である社会教育委員会議を関連付けすることが、社会教育委員会議の活性化には近道であると考えられた。具体的には、地域の活動を社会教育委員会議の中で発言・議論し、そこで生じた疑問や課題を実際の地域活動で確認して、再度会議の中で報告するという循環をつくり出すことである。この循環をつくりだすことの重要性は誰も気付いておらず、このとき唯一理解していたのは学識経験者のK委員のみであった。結果的に、このK委員の働きかけが契機となり地区委員の行動が変容していった。そこで、K委員を含めた主な委員のプロフィールと活性化のプロセスを次項で説明していきたい。

Ⅲ 社会教育委員会議が活性化したプロセス分析

本町の社会教育委員会議が活性化したプロセスを明らかにするために、会議資料、筆者のメモ、K委員とN職員へのインタビュー結果（平成24年9月、および平成27年6月に実施）をデータとして分析する。なお文中に登場する主な人物のプロフィールは以下のとおりである。

- 【K委員】学識経験者として平成22年度から委員の委嘱を受けた。現職は大学の講師である。これまでの経歴は、町教育委員会社会教育担当者及び課長職、中学校教員及び教頭職、県生涯学習部署の社会教育主事としての勤務経験がある。委員として、知識や理論の提示だけでなく、実践的な助言を教育委員会事務局に行った。
- 【O委員長】文化協会から選出されている委員である。平成22年度は、4期目となり、初めて委員長に就任した。前向きな発言は委員会運営に良い影響を与えた。
- 【E副委員長】地区公民館から選出されている2期目の地区委員である。かつてスポーツ団体で活躍していた。明るい人柄で場の雰囲気や和らげた。
- 【U委員】地区公民館から選出されている1期目の地区委員である。元教育関係者で委員全体が理解を深めることができるように、あえて質問をするなど委員会運営に対してさりげない配慮をしていた。
- 【N委員】地区公民館から選出されている1期目の地区委員である。自ら積極的に発言することはないが、地域子ども教室の現地視察を最も積極的に行った。
- 【N職員】平成22年度の新規採用職員である。教員養成大学を卒業し、司書資格を所有している。社会教育委員会議の事務担当者として、堅実に仕事をこなした。
- 【M社会教育主事(筆者)】平成22年度から、3年ぶりに生涯学習課に再配属になった職員である。N職員の直属の上司として、社会教育委員会議の事務局を担当する。停滞気味な社会教育委員会議の改善を望んでいたが、その具体的な方策は当初持ち合わせていなかった。

1 K委員による初期段階の目標設定と情報共有

K委員は、学識経験者としての本来の役割だけでなく、職員に対する実践的な助言を行った。そのため、K委員の発言は、活動の流れに変化を与えることが多かった。平成22年度の1回目の会議の発言は、その後の方向性を示すものであった。N職員は、その時の印象をインタビューで以下のように語っている。

(N 職員) K 委員が「地域全体で家庭教育をどのように支援すべきかの戦略を検討する必要がある」とおっしゃられ、「戦略」という言葉が印象的だった。

O 委員長もこの会議の中で、これまでの社会教育委員会議における委員の関わり方を「待ちの姿勢」と表現し、委員が会議に積極的に関与する必要性を訴えた。このように O 委員長は、本来の役割である議事の進行だけでなく常に前向きな姿勢を示し、委員が積極的な活動をするように働きかけていた。K 委員の発言は、従来の活動内容を大きく変えていくものだったが、O 委員長の前向きな姿勢に支えられて各委員から否定的な意見は表出しなかった。さらに、次年度には、比企地区連合社会教育委員研究集会（以降、「研究集会」と表記する）で研究発表が予定されていることが職員から報告された⁽¹⁴⁾。このような活動内容の変化に、ある地区委員は「年間 4 回の会議に出ればよいと言われてきたのに話が違うね」と帰り際に呟く場面があった。「地区委員＝地区公民館の役員」としての認識をもつ地区委員と、社会教育委員会議としての主体的な調査研究活動を期待していた職員との認識の齟齬が 1 回目の会議から浮き彫りになった。

この 1 回目の会議後、K 委員は次回の会議に向けて「ある程度の活動方針案を作成して、次回の会議に提案するとよい」という助言を職員に行った。そこで、正副委員長・K 委員・M 社会教育主事・N 職員が、地域子ども教室・学校応援団・親の学習⁽¹⁵⁾の資料をもとに活動の戦略を協議した。この資料は、事前に K 委員から職員に準備の指示があったものである。この打ち合わせにより以下の方針案が決定した。

- ①地域子ども教室・学校応援団・親の学習の視察、実践者からの情報収集により、事業概要を把握する。その上で成果・課題・改善点を考察し、働きかけや提言を行う。
- ②研究集会発表のテーマは、上記 3 事業の調査・研究をもとに、「地域・家庭・学校の連携への社会教育委員会議のコーディネーター的な働きかけについて」とする。
- ③調査・研究が進展した時点で、教育委員と意見交換を行うことを検討する。

K 委員は打ち合わせの中で、O 委員長に学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる大切さを力説していた。K 委員は後のインタビューで「私が提案した学校・家庭・地域が連携する大切さを、O 委員長にも理解していただき、その後の構想が立てやすくなった」と話しており、少人数で話せる機会を活用して、正副委員長・M 社会教育主事・N 職員との意思統一を図る機会と考えていたようである。

この打ち合わせ後に K 委員は、次回の社会教育委員会議までに地域子ども教室の視察を行うことを N 職員に提案している。そこで、N 職員は全委員に連絡を取り、社会教育委員と一緒に現地に赴き視察を行った。

2 回目の会議は、前述した方針案を議題に話し合いが行われた。方針案は、全委員から承認を得ることができ、その後の方針が固まった。さらに、地域子ども教室を視察した結果報告では、社会教育委員本人が現場を実際に見たことで、自ら意見を述べる姿が目立つようになった。

このように、K 委員は他の社会教育委員の認識自体を変えるのではなく、職員に助言をしながら、正副委員長と職員の考え方をすり合わせ、活動方針を決定させていった。さらに、K 委員は社会教育委員が自ら現場を見て、意見を述べさせることで、会議における議論を活性化させようとしていた。他方で職員は、K 委員の提案が持つ狙いまでも理解していた訳ではなく、K 委員の指示があったので現地の視察を行うという程度の認識だった。しかし、2 回目の会議における委員の変化を目の当たりにして、事

務局職員が委員に対して行う働きかけの意味を少しずつ学んでいったのである。

2 K委員とM社会教育主事の連携とN職員への関わり

K委員は、前述したように職員や正副委員長と連携しながら社会教育委員会議への働きかけを行っている。特に職員との連携は、社会教育委員会議の運営に与える影響が大きかったと考えられるので詳細な説明を加えたい。

K委員とM社会教育主事は、会議以外の場で頻繁に話し合いを行った。その話し合いの中でM社会教育主事は、本町の地域性や行政内部の特性をK委員に伝えた。K委員は、その内容をふまえてM社会教育主事に社会教育委員会議の活動方針の助言を行った。M社会教育主事は、K委員と話し合った内容・方針をもとに社会教育委員会議の活動内容について戦略を立て、その戦略を実行するためにN職員に指示を出した。同時にM社会教育主事はN職員への指示だけでなく、直属の上司とO委員長への調整を行った。なぜならば、社会教育委員会議の活動内容が望ましいものへ変容したとしても、社会教育委員の負担が増えることや、従来と活動内容が大きく変化する場合、否定的な意見が予想されたからである。そのため、周囲から理解を得ることが重要であり、主査職（係長）としての中間的な立場を兼ねるM社会教育主事による調整が必要だったのである。

さらに、K委員は、社会教育委員会議の基盤固めには主担当であるN職員の成長が欠かせないと考えていた。そこで、K委員は、N職員が成長するための課題設定や上司としての役割についてM社会教育主事に示唆を与えていた。この協議をもとに、K委員とM社会教育主事は足並みをそろえて、それぞれN職員に指示や助言を行った。具体的には、会議資料は事前に委員に送付しておくことのように、基本的なことも含めて指示を出した。そのことをN職員は、インタビューで以下のように語っている。

(N職員) 例えば、K(委員)先生はハードルを持ってくる人、M(社会教育主事)さんはハードルの高さを調節して道におく人、こっちを向いていればいいよという人。私はそこに向かって走ればよい。自分で課題を見つけたというより、与えてもらった感じだった。

このようにK委員は、比較的大きな方針をN職員に示し、M社会教育主事が、その方針を具体的な目標として再設定を行った。つまり、K委員は、社会教育委員会議で前面に立ちリーダーシップを発揮するというよりは、基本的にM社会教育主事に助言を与え、M社会教育主事の考え方をもとにして会議の活性化を試みた。このことは、M社会教育主事がK委員の指示を待つのではなく主体性を持たせたうえで、社会教育委員会議を運営するための力量を身につけさせる狙いもあったと考える。

3 地区委員の活動内容が変容した契機

前述したとおり、これまでの社会教育委員会議の雰囲気は、委員が積極的に議論する類のものではなかった。その主因を、社会教育委員会議では地域のことでなく町全体のことを俯瞰して意見を述べる必要があるという「気負い」に求めることができるだろう。実際、前述した地域子ども教室の視察後、2回目の会議から各委員が活発に発言をするように変化している。特に、地区委員は役員的な存在で地区公民館に関わっているものの、団体やサークル等で活動はしていない。そのために、具体的な活動の様子を見ることで発言が促されたとみることができる。だが、さらに注意を向けなければならない変化がある。それは、発言と議論の過程で委員が「地域で行われている活動を、社会教育委員会議で率直に話してよい」という単純ではあるが、それ以前の暗黙の「気負い」と決別することに気付いたことである。この転回は、それまでは「自分の住んでいる地域の活動にしか関わりがない」という弱みとして認

識されていたものが「地域のことならば誰より知っている」という地区委員の強みの発見と捉え返すことができる。

とはいえ、ここまでの変化は、活動現場を視察することで会議の議論が活発になるという一般的なものとして捉えることができるだろう。だが、地区委員に限定すれば、地区公民館のネットワークを活用して一層活動が発展していった。地域子ども教室の視察は、N職員のご案内により1回のみ行われた。その後も在住する校区を中心に本教室を自ら視察しているのが、地区委員のE副委員長・U委員・N委員である。さらに、E副委員長は推薦母体であるD公民館の団体長会議のあいさつで社会教育委員の活動を紹介するようになったと発言していた¹⁶⁾。この点をN職員は、インタビューで以下のように語っている。

(N職員) ほんやりとだけど、社会教育委員が何をやっているのか、委員自身も理解できていないところがあったが、(現地を視察して議論をする過程を経て) 自信を持ったからか、(委員自身が) 社会教育委員会会議で何をやっているのか、積極的にいろいろな場で話すようになった印象がある。

これらの行動は、K委員や職員に促されたものではない。そうであるならば、地区委員が自ら変化した理由はどこにあるのだろうか。そのことを確認するために、まずは状況確認からしていこう。地区公民館は地域子ども教室等の地域活動に参画していたことで、本教室に公民館関係者が多数参加していた。そのことにより、地区委員が視察を継続することに抵抗が少なく、また安心して視察が行えたことが理由であろう。

さらに、N職員の「自信をもったからか」という言葉にあるように、各地区の活動を視察して会議の場で議論することで、地区委員の興味や関心が深化したと推察できる。その査証に、U委員は自分の住んでいる地域以外の本教室の視察も行っている。この行動は、在住地区以外の活動内容を確認したいという意欲の表れだろう。活動しているうちに関心が深まり、意欲がわいてくることで、さらなる自主的な活動を促す好循環が生まれている。

これまで「気負い」がマイナスに作用して積極的とは言えない活動状況であった社会教育委員が、自ら行動を変容させていった意義は大きい。社会教育委員としての語るべき内容に気づいてから「気負い」は、「気概」へと転じて、地区委員の積極的な活動を促していった。加えて、この自主的な視察内容を会議の場で発言・議論し、その内容を社会教育計画に盛り込み、また研究集会で発表をしていった。これら一連の変化は、委員活動の活性化であると同時に、社会教育委員会会議そのものの活性化でもあるだろう。

4 N職員と社会教育委員の信頼関係

N職員は、当初社会教育委員が主体的に調査研究を行うことを期待していた。しかし、N職員が調査の日程調整、アンケート内容の提案など、ある程度の下準備をしないと委員は動かない事に気づくようになる。そのため、N職員は調査研究活動で社会教育委員の意見を取り入れるように努めながら活動の調整を行った。おそらく、N職員が中心になって進めたほうが効率的なことは、社会教育委員とN職員の双方が気づいていたはずである。社会教育委員は、それでも意見を尊重しようとする姿勢のN職員に信頼を寄せるようになる。このことをN職員は以下のように語っている。

(N職員) 一生懸命に関わっていると委員が「ふっ」と心を開いてくれる時がくる。突然のようにも徐々のようにも感じるが。

地区委員が公民館役員としての意識を持っていたので、強く牽引する姿勢より意欲を引き出すN職員の関わり方が効果的だったと考えられる。

N職員の姿勢に、地区委員が応えるような形で少しずつ活動が動き出すが、地区委員側にも活性化するための資質があったように思う。地区委員は公民館役員として、地区公民館行事に積極的に参加していた。役員として目立つ存在ではなくても、その場に参加することができる「穏やかな行動力」を元々持っていたのではないか。地区委員に選ばれる人たちは、動き出すまでに時間がかかるかもしれないが、決して動かないわけではない。職員の真摯な働きかけ次第では、活動を変えていくことができると考える。

5 比企地区連合社会教育委員研究集会の発表がもたらした効果

研究集会の発表が予定されていたことは、社会教育委員と職員双方が大きな課題として捉えていた。多くの社会教育委員の認識は「発表があるから仕方ない。調査研究をやらざるを得ない。」という雰囲気であった。結果的に研究集会の存在は、社会教育委員会会議の活性化に大きな影響を与えた。職員はそのことを感じ取り、意識的に「研究集会のために調査・研究を進めよう」という言葉を徐々に使うようになる。本来は、調査・研究したことを発表するべきで、発表のための調査研究ではない。しかし、社会教育委員の本来の役割が理解されたとしても、行動変容に直結しないこともある。「やらなければならない」という社会教育委員の意識が会議の活性化につながるのであれば、発表等の機会を社会教育主事・担当職員が意図的に活用することがあっても良いのではないかと考える。

おわりに

これまで、社会教育委員会会議が活性化したプロセスをK委員・M社会教育主事・N職員との関係性、地区委員と地区公民館との関係性、委員とN職員との関わり、研究集会の効果から検討してきた。ここで、これらの議論を以下の2点に整理しておきたい。

第1に、地区委員が社会教育委員会会議へ自ら積極的に関わる事ができた背景には、地区公民館を核にした地域の豊かな教育資源が関係している。この地区委員の意識・行動が変化したのは、直接的には学識経験者と連携したM社会教育主事・N職員の働きかけが契機となっているが、間接的には地区公民館を核にした多様なネットワークに支えられている。地区公民館は、地域子ども教室の運営に関わっていたこと、各地域団体を束ねるために会議を開催するなど、地域活動に深くかかわっていた。そのことで、地区公民館の役員的な存在である彼らは、このネットワークを利用して視察の機会や社会教育委員会会議について語る場を得ていたのである。つまり、地区公民館から推薦されている地区委員が、自明でありながら普段は意識することのなかった地域の教育資源を再認識・活用して自ら活動を始めたのである。この一連の行動は、結果的に社会教育委員が媒介となり地域間の情報を社会教育委員会会議で共有し、その共有した情報を再度地域に発信していったとも言えるだろう。

この行動変容が実現できたのは、本町の人間関係の構成単位である小学校区に、それぞれ公民館が設置されていること、その校区単位で地域の教育活動が実施されていることに支えられている。このように、本町は小学校に公民館を組み合わせて設置していることが、地域教育を支える重要な枠組になっていると言えるだろう。

第2に、K委員とM社会教育主事は共に会議運営の戦略を考え、N職員が実務担当者として組織的

に社会教育委員会議の運営に取り組んでいた。この3者が連携したことで、K委員の知識や経験をM社会教育主事・N職員が実践の中で学びながら活動を活性化させ、また両職員は自信を深めることができた。本事例は、K委員が本来職員の果たすべき社会教育委員会議の運営機能を補完・支援するとともに、職員を育成していった極めて特殊なケースである。しかし、前述したとおり、全国的に社会教育委員会議が不活発な状況下で、本事例にその解決の糸口を求めることは無意味ではないだろう。

本事例では、社会教育委員会議を運営する策略をK委員から助言を受けることで職員の力量は向上した。特に知識や経験が不足していた初期段階の支援は影響が大きかった。本町の場合はK委員が偶然にも支援者となったが、一般的には社会教育委員が職員の支援者となることに期待すべきでない。そうであるならば、職員の支援体制を意図的に構築していく必要があるだろう。具体的に職員自身ができる取組としては、社会教育行政経験者・研究者などから助言を受けることができるような人的なネットワークを構築しておくこと、もしくは職員の相談役として社会教育行政経験者をオブザーバーとして会議に参加させることが考えられる。さらに、都道府県が大学等の協力を得て、自治体職員を対象に実践的な指導・助言が継続的に行われるような研修を実施することが望ましい。このことにより、広域的かつ効果的に職員の資質向上が可能になるだろう。

さいごに以上の内容をふまえて、社会教育主事・関係職員に求められる資質を提案したい。

社会教育委員は、地域の各種団体から選出されることが多いと思われる。しかし、本事例でM社会教育主事は、地区委員自身が活用できる公民館等の地域資源や潜在的な行動力を明確に認識していなかった。これらのことを理解していれば、地区委員の自主的な行動を意図的に引出し、また支えることが可能となっただろう。つまり、社会教育主事・関係職員は、社会教育委員が所属する団体やその団体が活動する地域の資源・特性を把握し、分析する能力が求められると考えられる。

注記

- 1) 本論中では「社会教育委員」と表記する場合は社会教育委員個人を意味し、「社会教育委員会議」と表記する場合は社会教育委員の全体が招集された会議活動を意味する。
- 2) 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター『社会教育委員の職務等の実態に関する調査研究報告書』2007, pp3-4
- 3) 蛭田道春『社会教育委員の歴史研究』2002, 全日本社会教育委員連合会
- 4) 蛭田道春「社会教育委員制度の課題と方向」『変革期における生涯学習推進 - 研究・行政・実践の課題とアイデア』2005, 日本生涯教育学会年報第26号, pp86-87
- 5) 4)と同じ, pp87-88
- 6) 2)と同じ, p54
- 7) 林部一二『学校教育と社会教育 学・社連携の理念と運営』1976, 明治図書出版
- 8) 山本恒夫「生涯学習支援の体系」『生涯学習と資格』1994, 日本生涯教育学会年報第15号, pp i-v
- 9) 本事業は全小学校区ごとに、各地区年間12回実施されている小学生を対象とした体験学習の教室である。
- 10) 本事業は埼玉県が推進している学校支援ボランティアの名称である。
- 11) 「公民館委員」は、本文中で後述する各地区公民館から選出される「地区委員」とは、異なる委員で、各行政区から1名選出されている。本委員は、地区公民館の運営に協力することが主な役割で、町の条例に定められた非常勤職員である。
- 12) ある会議で「地区公民館は中央公民館の下部組織」という主旨の発言をした委員に対して、元地区公民館長が、強い不快感を示したことがあった。
- 13) 本町の社会教育委員の選出区分に家庭教育関係者は存在しない。そのことは、学校・家庭・地域の連携を推進する意味では課題がある。しかし、本稿は、活動の活性化に視点を当てているので、

直接的な影響はないという視点で記述している。

- 14) 研究集会の発表は、8市町村の中で発表の順番がローテーションで、機械的にあてられる仕組みになっている。
- 15) 本事業は埼玉県が作成した参加型の家庭教育プログラムの名称である。
- 16) この発言があったことは、筆者だけでなくN職員にも確認している。(H27.6.2 確認)

参考資料 平成22～23年度 会議・打ち合わせ等の活動実績

平成22年度			
No.	活動日	会議・打ち合わせ等種別	参加対象者
1	4月23日	第1回社会教育委員会議	全委員
2	8月18日	打合せ	正副・K・事
3	9月	地域子ども教室視察	全委員
4	9月29日	第2回社会教育委員会議	全委員
5	12月17日	第3回社会教育委員会議	全委員
6	12月22日	各部会のリーダー会議	正・部会長・事
7	1月12日	園長・校長会での調査依頼	部会長・事
8	1月21日	全体会議及び各部会	全委員
9	1月21日	P T A役員との懇談会	正・部・事
10	1月22日	地域子ども教室部会(1回目)	正・部・事
11	1月27日	学校応援団部会(1回目)	正・部・事
12	2月07日	地域子ども教室部会(2回目)	正・部・事
13	2月10日	学校応援団部会(2回目)	正・部・事
14	2月18日	地域子ども教室部会(3回目)	正・部・事
15	2月22日	地域子ども教室コーディネーター会議に参加して聞き取り	正・部・事
16	2月22日	P T A部会(1回目)	正・部・事
17	2月25日	地域子ども教室部会(4回目)	正・部・事
18	3月4日	全体会議及び各部会	全委員
19	3月8日	学校応援団部会(3回目)	正・部・事
20	3月9日	学校応援団部会調査依頼のため4校に学校訪問	正・部・事
21	3月23日	第4回社会教育委員会議	全委員
平成23年度			
22	4月27日	教育委員との意見交換会(1回目)	正・部会長・事
23	5月24日	第1回社会教育委員会議	全委員
24	6月22日	地域子ども教室部会(5回目)	正・部・事
25	6月27日	全体会議	全委員
26	7月4日	全体会議	全委員
27	9月30日	第2回社会教育委員会議	全委員
28	10月7日	全体会議及び各部会	正・部・事
29	10月20日	全体会議及び各部会	全委員
30	10月25日	委員長と事務局の打合せ	正・事
31	11月17日	第3回社会教育委員会議	全委員
32	11月24日	比企地区連合社会教育委員会研究集会	全委員
33	3月23日	第4回社会教育委員会議	全委員
34	3月26日	教育委員との意見交換会(2回目)	正・K・事

参加者凡例:「正」=委員長、「副」=副委員長、「部」=該当部員、「K」=K委員、「事」=事務局